

福岡県公報

令和 6 年 10 月 1 日
第 535 号

目 次

告 示 (第620号 - 第629号)

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (京野地区) に係る訂正告示 (砂 防 課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (上坂地区) に係る訂正告示 (砂 防 課) 2
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示 (農山漁村振興課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 4

公 告

- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 5
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) 5
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 落札者等の公示 (情報政策課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

(廃棄物対策課) 7

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) 7
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (行財政支援課) 7
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) 8

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 9
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 9
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 10
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 10
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 11
- 年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 12

告 示

福岡県告示第620号

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (令和 6 年 8 月福岡県告示第506号) において、区域の名称、区域の所在地及び土地の表示に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和 6 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 京野
- 2 区域の所在地 宮若市長井鶴字寺田、字岩野
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 18 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 18 号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
宮若市長井鶴字寺田	330 番 1	1 号
	333 番 3	2 号
	332 番 4	18 号
宮若市長井鶴字岩野	790 番 1	3 号から 10 号まで
	790 番 6	11 号から 17 号まで

福岡県告示第 621 号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（令和 6 年 8 月福岡県告示第 515 号）において、区域の所在地に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和 6 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 上坂
- 2 区域の所在地 京都郡みやこ町上坂字林田、字尾崎、字平、字中村
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 20 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 20 号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
京都郡みやこ町上坂字林田	61 番	1 号
	65 番 2 地先道路敷	4 号
	90 番地先道路敷	11 号
	90 番	13 号
	86 番 1	14 号
	86 番 2	15 号

	75 番 2	16 号
	74 番	17 号
	69 番	18 号
	65 番 1	19 号
	64 番	20 号
京都郡みやこ町上坂字尾崎	63 番	2 号
京都郡みやこ町上坂字平	325 番地先道路敷	3 号
	330 番地先道路敷	5 号
	334 番 1 地先道路敷	6 号
	334 番 1	7 号
	335 番 4	8 号及び 9 号
335 番 1	10 号	
京都郡みやこ町上坂字中村	104 番	12 号

福岡県告示第 622 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
田川郡添田町大字津野字道角山 3326 の 7、3326 の 8
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第 623 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川帆柱717の4、717の5、725の6

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

犀川帆柱717の4・717の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第624号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

京都郡苅田町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第625号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第626号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年9月福岡県告示第544号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する朝倉市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

朝倉市役所
大隈 賢一郎

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年9月福岡県告示第544号によること。

福岡県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

八 女 県 道	柳 川 線 筑 後	前	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	6.8 ～ 41.9	807.9
		前	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	10.9 ～ 35.9	585.5
		後	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	6.8 ～ 41.9	807.9
		後	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	10.9 ～ 35.9	585.5
		後	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	10.9 ～ 35.9	808.9

福岡県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年10月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	柳 川 線 筑 後	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田822番2先まで

福岡県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（下組地区）	令和5年8月31日
農業用ため池整備事業（今福地区）	令和6年3月14日

農業用ため池整備事業（勝浦新堤地区）	令和6年2月2日
農業用排水施設整備事業（床島地区）	令和5年6月15日
農業用ため池整備事業（仁保菰地区）	令和5年5月31日
農業用排水施設整備事業（虫生津地区）	令和5年3月17日
農業用ため池整備事業（八坂谷地区）	令和6年3月27日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画都市高速鉄道事業 5号西日本鉄道天神大牟田線
- 施行者の名称
福岡県
- 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県那珂県土整備事務所 大野城市白木原三丁目5番25号
- 事業地の所在
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
変更なし

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41

条第1項の規定により次のように公示する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人北九州未来づくりラボ	北九州市八幡西区黒崎二丁目8番7号	北九州市八幡西区黒崎二丁目8番7号	令和6年9月17日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字中棚田3858番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区鶴田二丁目12番18-104号 セトル・クレイン
倉嶋 優希

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市日吉三丁目1207番22、1207番86、1207番87、1207番337、1207番338、1245番1、1245番5、1251番7、1252番3及び1252番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉市一木1148番地の1
株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 竜馬

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る賃貸借契約の名称及び数量
令和6年度一般業務用パソコン賃貸借（職員用ノート型パソコン 2,784台）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和6年9月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
 - (2) 代表者の住所
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
280,172,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和6年8月6日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字津波黒字流田18番1、18番4、18番5、18番8、19番1、19番3、22番3、22番4及び23番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区那の川二丁目10-25
株式会社M&Fコンサルティング
代表取締役 平山 英一

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分を受けた事業者
 - 名称
株式会社高美
 - 所在地
八女市立花町山崎2046番地13
 - 代表者
代表取締役 高橋 信之
- 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 処分の年月日
令和6年9月6日

4 処分の理由

株式会社高美は、令和6年8月19日午前10時、福岡地方裁判所八女支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和6年9月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年10月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,189

福岡県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和6年9月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年10月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

626,181

福岡県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和6年9月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年10月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	26,168
北九州市小倉北区	49,942
北九州市小倉南区	57,180
北九州市若松区	21,977
北九州市八幡東区	17,792
北九州市八幡西区	68,446
北九州市戸畑区	15,543
福岡市東区	87,651
福岡市博多区	68,317
福岡市中央区	56,960
福岡市南区	73,179
福岡市城南区	35,193
福岡市早良区	60,476
福岡市西区	56,724
大牟田市	30,212
久留米市・うきは市	89,916
直方市	15,277
飯塚市・嘉穂郡	38,219
田川市	12,449

柳川市	17,468
八女市・八女郡	22,014
筑後市	13,412
大川市・三潴郡	12,727
行橋市	20,055
中間市	11,219
小郡市・三井郡	20,342
筑紫野市	29,189
春日市	30,353
大野城市	27,822
宗像市	26,695
太宰府市	19,726
古賀市	16,131
福津市	18,300
宮若市・鞍手郡	13,509
嘉麻市	9,878
朝倉市・朝倉郡	22,909
みやま市	9,887
糸島市	28,308
那珂川市	13,360
糟屋郡	62,341
遠賀郡	25,365
田川郡	20,076
京都郡	15,222
築上郡・豊前市	15,231

公安委員会

福岡県公安委員会告示第227号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和6年11月28日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第228号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和6年11月4日（月） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署
令和6年11月20日（水） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和6年11月23日（土） 午前9時30分～午後0時30分	福岡市城南区七隈七丁目41番15号 城南警察署 会議室	城南警察署

2 講習の科目

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

(3) 教養効果測定

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以

- 内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのものを添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
 - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
 - (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
 - (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
 - (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第229号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和6年10月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年12月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和6年12月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和6年12月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員

令和6年12月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名
---------------------------------	-----------------------------------	---------------	-----

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第230号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和6年11月24日（日） 午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- (4) 受講可能人員
20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する審査
午後4時30分～午後5時00分	審査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第231号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和6年11月10日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に

受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第232号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第36条第1項の規定により告示する。

令和6年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和6年11月4日（月）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、開催日の一週間前までに行うこと。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更するときは申請者宛に連絡する。